

学園祭実行委員会について新旧対照表

(新) (略)	(旧) (略)
(全大会の承認) 3 学実委は、次に掲げる事項について、全大会の承認を得なければならない。 (1) 学園祭実行計画書 (2) 学園祭総括報告書 <u>(3) 学生分担金の額及び納入方法</u> <u>(4) その他学実委又は全大会が必要と認めた事項</u>	(全大会の承認) 3 学実委は、次に掲げる事項について、全大会の承認を得なければならない。 (1) 学園祭実行計画書 (2) 学園祭総括報告書 (新設) (3) その他学実委又は全大会が必要と認めた事項
4 (略) 5 学園祭総括報告書には以下に定める事項を記載しなければならない。 <u>(1) 学園祭運営報告書</u> <u>(2) 決算報告書</u> <u>(3) 目的の評価</u> <u>(4) その他学実委又は全大会が必要と認めた事項</u>	4 (略) 5 学園祭総括報告書には以下に定める事項を記載しなければならない。 (新設) <u>(1) 決算書</u> (新設) <u>(2) その他学実委又は全大会が必要と認めた事項</u>
6 学実委に委員長 1 名、副委員長 2 名を置く。 <u>(1) 委員長・副委員長は学実委内の互選で決定し、全大会がこれを任命する。</u>	6 学実委に委員長 1 名、副委員長 2 名を置く。 (新設)
<u>削除</u>	<u>(1) 委員長・副委員長は、毎年4月中に本取扱い第11項に定める学園祭準備委員会の意見を参考に、学実委の委員として各クラス代表者会議が推薦した者の中から全大会がこれを任命する。</u>
(2) (略) <u>(3) 委員長・副委員長の任期は全大会からの任命より1年間とする。</u> <u>(4) 委員長・副委員長が任期途中でその地位を失った場合、ただちに後任者を選出し、全大会</u>	(2) (略) (新設)

の任命を受けなければならない。ただし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

7 学園祭実行委員会委員（以下「委員」という。）は、各学類・専門学群ごとに募集を行い、委員長がこれを任命する。なお、委員長は、要請があった場合、任命した委員について全代会に報告しなければならない。

削除

(1) (略)
削除

(2) (略)

削除

8 委員長・副委員長及び委員の辞任、解任又は離任は、次のように行う。

(1) 委員の辞任は、委員長に辞意を表明することで行う。

削除

(2) 学園祭終了後から翌年3月31日までの間に活動継続の意思を表明しない場合、当該委員は離任する。

(3) (略)
(4) (略)
(5) (略)
(6) (略)
(7) (略)
削除

(8) 委員長・副委員長の辞任は、学実委に辞意を表明し、学実委の構成員の過半数の承認を得なければならない。

(9) 学実委の構成員の4分の1以上によって、

7 学園祭実行委員会（以下「委員」という。）は、各学類・専門学群ごとに1名以上を当該クラス代表者会議が推薦し、委員長がこれを任命する。なお、委員長は、任命した委員について全代会に報告しなければならない。

(1) 委員の任命は、毎年4月中に行わなければならない。

(2) (略)

(3) 委員の任期は、委員長によって任命された日から、翌年の3月31日までとする。

(4) (略)

8 委員長・副委員長及び委員の任命を以て学実委の発足とする。

9 委員長・副委員長及び委員の辞任、解任又は離任は、次のように行う。

(新設)

(1) 委員の辞任は、委員長に辞意を表明し、学実委の構成員の過半数の承認を得なければならない。

(新設)

(2) (略)
(3) (略)
(4) (略)
(5) (略)
(6) (略)

(7) 委員長・副委員長の離任は前号を準用する。

(8) 委員長・副委員長の辞任は、全代会に辞意を表明し、全代会の構成員の過半数の承認を得なければならない。

(新設)

<u>委員長・副委員長の解任請求がなされ、学実委の構成員の過半数の解任支持があった場合、当該委員は委員長・副委員長を解任される。</u>	
<u>(10)</u> (略) 削除	(9) (略) <u>(10) 委員長又は副委員長が辞任、離任又は解任された場合、全代会は、10 日以内に学実委の意見を参考に後任の委員長又は副委員長を任命する。</u>
削除	<u>(学実委の解散)</u> <u>1 0 全代会不信任案が成立した場合、学実委は解散する。</u>
削除	<u>(学園祭準備委員会)</u> <u>1 1 次年度学園祭の準備を行うため、全代会の下部機関として、学園祭準備委員会（以下「準備委員会」という。）を置く。</u> <u>(1) 準備委員会は、次年度学実委が発足するまでの間存続するものとする。</u>
削除	<u>1 2 準備委員会に代表世話人を置く。</u> <u>(1) 代表世話人は複数置くことができる。</u> <u>(2) 代表世話人は、毎年度 1 月中に当該年度の学実委の意見を参考に、準備委員会の委員として各クラス代表者会議が推薦した者の中から全代会がこれを任命する。</u>
削除	<u>1 3 代表世話人は、次に掲げる事項を任務とし、その実行について全代会に対し、責任を負う。</u> <u>(1) 学園祭準備委員会委員（以下「準備委員」という。）の任命</u> <u>(2) 準備委員会の諸事務</u> <u>(3) その他全代会が必要と認めた事項</u>
削除	<u>1 4 準備委員は、各学類・専門学群ごとに 1 名以上を当該クラス代表者会議が推薦し、代表世話人がこれを任命する。なお、代表世話人は、</u>

	<u>任命した準備委員について全代会に報告しなければならない。</u> <u>(1) 準備委員の任命は、毎年度 1 月中に行わなければならない。</u> <u>(2) 準備委員の補充については、随時行うことができる。</u>
削除	<u>1 5 代表世話人及び準備委員の任命を以って、準備委員会の発足とする。</u>
削除	<u>1 6 準備委員会の代表世話人及び準備委員の辞任、解任及び離任は第 9 項の規定を準用する。</u>
(その他)	(その他)
<u>9</u> 学内行事委員会は、学実委の <u>監査</u> にあたる。	1 7 学内行事 <u>専門</u> 委員会は、学実委 <u>及び準備委員会</u> の <u>監督</u> にあたる。
<u>1 0</u> (略)	1 8 (略)